



In depth

A look at current financial reporting issues

2021年3月26日
No. 2021-02

2021年に適用される新しいIFRSに関する実務ガイド

はじめに

2020年3月以降、国際会計基準審議会(IASB)は、以下を公表しています。

- 国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」の修正－新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連した賃料減免
- IFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第4号「保険契約」およびIFRS第16号「リース」の修正－金利指標(IBOR)改革－フェーズ2
- IFRS第17号およびIFRS第4号「保険契約」の修正
- IFRS第3号、「企業結合」、IAS第16号「有形固定資産」およびIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の狭い範囲の修正
- IFRS基準の年次改善2018－2020年
- IAS第1号「財務諸表の表示」、IFRS実務記述書第2号およびIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正

本ガイドは、IFRSに基づく財務諸表の作成者、利用者および監査人による利用を目的としたものです。本ガイドは、それぞれの基準、改訂基準、解釈指針を、発効日、早期適用の可否、2021年3月1日現在の欧州連合（EU）の承認状況に分類した早見表を掲載しています。また本ガイドは、これらの変更による影響（一部の企業にとっては重要なものとなる可能性がある）についての概要を提供し、企業が影響を受けるかどうかを理解した上で検討を開始するのに役立ちます。また本ガイドは、新しいプロセスやシステムあるいは追加的なガイダンスが必要になる可能性のある領域を識別して、より効果的に計画を立てるのに役立ちます。

基準／改訂基準／解釈指針	発効日	早期適用	EUの承認状況 (2021年3月21日現在)
2021年1月1日適用			
IFRS第16号「リース」の修正－COVID-19に関連した賃料減免	2020年6月1日以後に開始する事業年度	可能	承認済
IFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第4号「保険契約」およびIFRS第16号「リース」の修正－金利指標（IBOR）改革－フェーズ2	2021年1月1日以後に開始する事業年度	可能	承認済
2022年1月1日適用			
IFRS第3号「企業結合」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正	2022年1月1日以後に開始する事業年度	可能	本資料公表時点では未承認
IFRS基準の年次改善2018－2020年	2022年1月1日以後に開始する事業年度	可能	本資料公表時点では未承認
2023年1月1日適用			
IFRS第17号「保険契約」（2020年6月公表のIFRS第17号「保険契約」の修正適用後）	2023年1月1日以後に開始する事業年度	可能（ただしIFRS第9号が適用されていることが条件）	本資料公表時点では未承認
IAS第1号「財務諸表の表示」の修正－負債の流動又は非流動への分類	2023年1月1日以後に開始する事業年度	可能	本資料公表時点では未承認
IAS第1号「財務諸表の表示」、IFRS実務記述書第2号、およびIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正	2023年1月1日以後に開始する事業年度	可能	本資料公表時点では未承認



改訂基準

IFRS第16号「リース」の修正－COVID-19に関連した賃料減免

発効日	EUの承認状況
<ul style="list-style-type: none">2020年6月1日以後に開始する事業年度早期適用可能	<ul style="list-style-type: none">承認済

論点

多くの地域において、COVID-19のパンデミックの結果として、借手に対する賃料の減免が提供されており、または提供される見込みです。このような減免は、支払猶予や一定期間のリース料の繰延など、さまざまな形態を取る可能性があり、場合によっては、将来の期間におけるリース料の増加を伴う場合もあります。IFRS第16号には、このような賃料減免に適用される要求事項が含まれています。しかし、IASBIは、大量となる可能性のあるCOVID-19に関連する賃料減免にこれらの要求事項を適用することは、特に利害関係者がこのパンデミックの間に直面する多くの課題を考えると、複雑になる可能性があるとして指摘しています。

このため、IASBIは、COVID-19に関連する賃料減免がリースの条件変更であるかどうかの評価について、任意の免除規定という形で、借手に救済措置を提供しました（貸手ではありません）。借手は、リースの条件変更ではないとした場合と同じ方法による会計処理を選択することが可能となります。多くの場合、減免は、変動リース料として会計処理されることとなります。

この実務上の便法は、COVID-19のパンデミックの直接的な結果として生じる賃料減免に対してのみ、かつ、以下の条件をすべて満たす場合に限り適用されます。

- リース料の変動により生じる当該リースの改訂後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか、またはそれを下回ること
- リース料の減額が、2021年6月30日以前に期限が到来する支払にのみ影響を与えること
- 当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと。

借手がこの免除を適用する場合、その旨およびCOVID-19に関連する賃料減免から生じる損益として認識された金額を開示する必要があります。借手がリースに実務上の便法を適用することを選択した場合、類似の特性を有し、類似の状況にあるすべてのリース契約について首尾一貫して適用します。また、本修正はIAS第8号に従って遡及適用されますが、借手は、過去の期間の数値の修正再表示や、IAS第8号第28項(f)に基づく開示を行う必要はありません。

影響

パンデミックの拡大および社会的距離の確保に関して多くの政府が取った措置を考えると、多くの借手は何らかの形で賃料の減免を受ける可能性が高く、その場合、本修正が適用されます。ただし、本修正は、貸手の会計処理を変更するものではありません。

適用日

本修正は、2020年6月1日以後に開始する年次報告期間に適用されます。また、エンドースメントのプロセスを条件として、早期適用が認められ、これには、本救済措置の可及的速やかな適用を認めるため、2020年5月28日時点で発行が未だ承認されていない期中または年度の財務諸表も含まれます。

IFRS第9号「金融商品」、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第4号「保険契約」およびIFRS第16号「リース」の修正－金利指標（IBOR）改革－フェーズ2

発効日	EUの承認状況
<ul style="list-style-type: none"> 2021年1月1日以後に開始する事業年度 早期適用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 承認済

論点

IASBは、IBOR改革の影響に対する救済措置を検討するために、2つのフェーズのプロジェクトを実施しました。2019年9月に公表されたフェーズ1の修正は、IBOR改革の結果として生じた不確実性の影響を受けるヘッジ関係に対して、特定のヘッジ会計の要求事項の適用を一時的に免除するという救済措置を提供するものでした。2020年8月27日に公表されたフェーズ2の修正は、古い金利指標の代替的な金利指標への置換えを含むIBOR改革の実施により生じる論点に対応しています。

修正の内容

IBOR改革による契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎の変更の会計処理

償却原価で測定される金融商品について、本修正は、IBOR改革による契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎の変更を会計処理するために、実務上の便法として、IFRS第9号B5.4.5項のガイダンスを用いて実効金利を見直すことを企業に要求しています。その結果、利得または損失は認識されません。この実務上の便法は、こうした変更にも適用され、IBOR改革の直接の結果として要求され、かつ新しい基礎が従前の基礎と経済的に同等である範囲でのみ適用されます。IFRS第9号の一時的な免除を適用する保険会社も、同じ実務上の便法を適用することが要求されます。IFRS第16号についても、IBOR改革の結果として将来のリース料の決定の基礎を変更する（例えば、リース料がIBOR金利に連動する）リースの条件変更を会計処理する際に、同様の実務上の便法を適用することを借手に要求する修正が行われました。

ヘッジ関係において契約上明示されていないリスク要素に関するフェーズ1の救済措置の終了日

影響

フェーズ2の修正は、契約上明示されていないリスク要素に変更が行われたとき、またはヘッジ関係が中止されたときのいずれか早い時点で、契約上明示されていないリスク要素に関するフェーズ1の救済措置の適用を、将来に向かって終了することを企業に要求しています。リスク要素に関するフェーズ1の修正には、終了日が定められていませんでした。

特定のヘッジ会計の要求事項の適用についての一時的な例外的追加

フェーズ2の修正は、IBOR改革によって直接影響を受けるヘッジ関係に対し、IAS第39号およびIFRS第9号のヘッジ会計の特定の要求事項を適用することを一時的に免除する追加措置が提供されています。

指定およびヘッジ文書に対する変更	フェーズ1の救済措置の適用を中止した場合、企業は、変更が行われた報告期間の末日までに、IBOR改革によって要求される変更を反映するためにヘッジ文書を修正することが要求される。この修正は、ヘッジの中止に該当しない。
キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の累積額	ヘッジ文書におけるヘッジ対象の記述を修正する場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、ヘッジ対象の将来キャッシュ・フローを決定する代替的な指標金利に基づくものとみなされる。

<p>遡及的な有効性テスト(IAS第39号のみ)</p>	<p>ヘッジ関係の遡及的な有効性を累積ベースで評価する目的上、フェーズ1の修正によって提供された遡及的な有効性テストの適用を中止する際に、企業は、ヘッジ対象およびヘッジ手段の公正価値変動の累積額を個々のヘッジごとにゼロに戻すことができる。</p>
<p>項目グループ</p>	<p>項目グループのヘッジ関係を修正する場合、ヘッジ対象は、ヘッジされる指標金利に基づきサブグループに配分され、各サブグループの指標金利がヘッジされるリスクとして指定される。</p>
<p>リスク要素-独立して識別可能という要求事項</p>	<p>契約上明示されていないリスク要素として指定された代替的な指標金利のうち、指定される日において独立して識別可能ではない代替的な指標金利は、最初の指定の日から24カ月以内に要求事項を満たすと企業が合理的に予想している場合、指定の日において要求事項を満たしたものとみなされる。24カ月の期間は、それぞれの代替的な指標金利に個別に適用される。ただし、リスクの要素は、信頼性をもって測定可能であることが要求される。</p>

IBOR改革に関連する追加的なIFRS第7号の開示

本修正は、(i)企業が代替的な指標金利への移行をどのように管理しているか、その進捗状況および移行から生じるリスク、(ii)重要な金利指標ごとに区分した、まだ移行していないデリバティブおよび非デリバティブに関する定量的情報、ならびに(iii)IBOR改革の結果としてのリスク管理戦略の変更に関する説明、についての開示を要求しています。

適用日

本修正は、2021年1月1日以後開始する事業年度に適用する必要があります。また、早期適用が認められています。

IAS第1号「財務諸表の表示」の修正－負債の流動又は非流動への分類

適用日	EUの承認状況
<ul style="list-style-type: none">2023年1月1日以後に開始する事業年度早期適用可能	<ul style="list-style-type: none">本資料公表時点では未承認

論点

IASBは、2020年1月23日、報告期間の末日時点に存在する権利により、負債を流動または非流動のどちらに分類するのかを明確化するため、IAS第1号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正を公表しました。本修正は以下を要求しています。

- 企業が負債の決済を報告期間後少なくとも12カ月にわたり延期することのできる実質的な権利を有している場合、当該負債は非流動に分類される。借入が無条件であることは(例えば、借入には財務制限条項が含まれている可能性があるため)稀であり、本修正は、今後、無条件の権利には言及しない。
- 権利が存在するかどうかの評価にあたり判断が行われるが、企業が当該権利を行使するかどうかは考慮されない。したがって、経営者の期待は分類に影響を与えない。
- 決済を延期する権利は、企業が報告日において関連する条件を遵守している場合にのみ存在する。負債は、報告日またはそれ以前に契約違反があり、報告日以降に企業の権利が放棄された場合は流動に分類される。また、仮に報告日時点で契約条件を分析したとしたら企業が当該条件を遵守できないような場合も、負債は流動に分類されることになる。報告日以降に財務制限条項の違反となったが、企業が報告日時点で財務制限条項を遵守している場合は、借入は非流動に分類される。
- 「決済」とは、現金、その他の経済的資源、または資本に分類される企業自身の資本性金融商品による負債の消滅と定義される。資本に転換される可能性のある転換型金融商品については例外を設けているが、これは、転換オプションが複合金融商品の個別の要素として資本性金融商品に分類される場合の金融商品についてのみである。

影響

本修正は、負債の流動または非流動への分類に関するガイダンスを変更しています。特に、これまで分類の決定に経営者の期待を考慮していた企業、または資本に転換される可能性のある一部の負債については、本修正が負債の分類に影響を及ぼす可能性があります。本修正は、財務制限条項を分析した日が報告日と一致しない企業にも影響を及ぼす可能性があります。すべての企業は、既存の分類を再検討し、分類の変更が必要かどうかを判断しなければなりません。

適用日

本修正は、IAS第8号に基づき、2022年1月1日以後開始する事業年度に遡り適用する必要があります。早期適用は認められません。企業が本修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければなりません。

IFRS第3号「企業結合」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正

適用日	EUの承認状況
<ul style="list-style-type: none">2022年1月1日以後に開始する事業年度早期適用可能	<ul style="list-style-type: none">本資料公表時点では未承認

論点

IAS第16号「有形固定資産」の修正「意図した使用の前の収入」

IAS第16号は、資産を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所および状態に置くことに直接起因するコストを、当該資産の取得原価に含めることを要求しています。そのようなコストの例には、資産が正常に機能するかどうかの試運転のコストがあります。

IAS第16号の修正では、企業が、意図した使用のために資産を準備している間に生産された物品の販売による収入（例えば、機械が正常に機能しているかどうかの試運転時に生産された見本品の販売による収入）を、有形固定資産の取得原価から控除することを禁止しています。本修正により、このような見本品の販売による収入は、その生産コストとともに純損益に認識することになります。企業は、その生産コストを測定するために、IAS第2号「棚卸資産」を適用します。その生産コストには試運転の資産の減価償却費を含めません。試運転の資産は意図した方法で使用可能となる前の状態にあるためです。

また、本修正は、企業が資産の技術的および物理的な性能を評価する際を、「当該資産が正常に機能しているかどうかの試運転をしている」と明確にしています。この評価には、当該資産の財務業績は関係ありません。したがって、資産は、経営者が意図した方法で使用可能となれば、経営者が期待するレベルの運転性能を達成する前に、減価償却される可能性があります。

本修正は、企業に対し、企業の通常の活動のアウトプットでない生産項目に関連する収入および費用の額を区分して開示することを要求しています。また企業は、その収入が含まれる包括利益計算書の勘定科目を開示しなければなりません。

本修正は、有形固定資産を意図した使用のために必要な場所および状態に置く一環として生産および販売を行っている企業、また、経営者がこれまで、資産が使用可能かどうかの評価において、資産の運転性能を考慮していた企業（例えば、鉱業の企業）に重要な影響を与える可能性があります。経営者は、販売した項目のコストを追跡するプロセスやこれまでより早い段階で意図した方法で使用可能であるとして資産を会計処理するプロセスを導入する必要があるかもしれません。

IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正「不利な契約－契約履行のコスト」

IAS第37号では、「不利な契約とは、契約による義務を履行するための不可避的なコストが、当該契約により受け取ると見込まれる経済的便益を上回る契約」と定義しています。不可避的なコストとは、契約から解放されるための最小の正味コストを反映するもので、それは契約履行のためのコストと契約不履行により発生する補償または違約金のいずれか低い方です。本修正は、「契約履行のコスト」の意味を明確にしています。

本修正は、契約履行の直接コストは以下で構成されると説明しています。

- 契約履行の増分コスト（例えば、直接労務費や直接材料費）
- 契約履行に直接関連するその他のコストの配分（例えば、契約の履行に使用される有形固定資産に係る減価償却費の配分）

また、本修正は、不利な契約に対する別個の引当金を計上する前に、企業は、当該契約に専用の資産のみではなく、契約履行に使用されたすべての資産に関して発生した減損を認識することを明確にしています。



これまで一部の企業は契約履行のためのコストに増分コストのみを含めていたことから、本修正により、不利な契約の引当金により認識される可能性があります。

IFRS第3号「企業結合」の修正「概念フレームワークへの参照」

IASBIは、企業結合において資産または負債を構成するものを決定するために2018年の「財務報告に関する概念フレームワーク」を参照するよう、IFRS第3号「企業結合」を更新しました。修正前のIFRS第3号は、2001年の財務報告に関する概念フレームワークを参照していました。

さらに、IASBIは、負債および偶発負債についてIFRS第3号に新しい例外規定を追加しました。この例外規定は、IFRS第3号を適用する企業は、一部の負債および偶発負債について、2018年の概念フレームワークではなくIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」またはIFRIC第21号「賦課金」を参照すべきであると明記しています。この新しい例外規定がなければ、企業は、IAS第37号の下では認識されない一部の負債を企業結合において認識していたことになります。そのため、企業は、取得直後にこのような負債の認識を中止し、経済的な利得を描写しない利得を認識しなければなりません。

また、IASBIは、取得企業は、IAS第37号で定義されているとおり、取得日に偶発資産を認識すべきでないことを明確にしました。



IFRS基準の年次改善2018－2020年

適用日	EUの承認状況
<ul style="list-style-type: none"> 2022年1月1日以後に開始する事業年度 早期適用可能 	<ul style="list-style-type: none"> 本資料公表時点では未承認

論点

金融負債の認識の中止に関する10%テストに含まれる手数料

IFRS第9号の修正は、金融負債の認識の中止に関する10%テストにどのような手数料を含めるべきかに対応しています。費用または手数料は、第三者または貸手のいずれかに支払われる可能性があります。本修正により、第三者に支払われる費用または手数料は10%テストに含まれません。

IFRS第16号「リース」に付属する設例

IASBは、IFRS第16号に付属する設例13を修正し、賃借設備改良に関しての貸手からの支払の例示を削除しました。修正の理由は、リース・インセンティブの取扱いに関する混乱の可能性を取り除くためです。

初度適用企業としての子会社

IFRS第1号には、子会社が親会社より後にIFRSを適用する場合の免除規定があります。子会社は、親会社のIFRS移行日に基づいて、連結手続および親会社が子会社を取得した企業結合の影響について何も調整が行われなかったとした場合に、親会社の連結財務諸表に含まれていたであろう帳簿価額で資産および負債を測定することができます。

IASBは、このIFRS第1号の免除規定を適用した企業が、換算差額累計額についても、親会社のIFRS移行日に基づき、親会社によって報告された金額を用いて測定することを認めるようにIFRS第1号を修正しました。IFRS第1号の修正では、初度適用企業のコストを削減するために、上記の免除規定を換算差額累計額まで拡大しています。この修正は、IFRS第1号の同じ免除規定を適用する関連会社および共同支配企業にも適用されます。

公正価値測定における税金

IASBは、IAS第41号「農業」を適用して公正価値を測定する際に企業は課税のキャッシュ・フローを除外するという要求事項を削除しました。この修正は、税引後ベースでキャッシュ・フローを割引くというIAS第41号における要求事項と整合させることを意図したものです。

適用日

すべての修正は、2022年1月1日に発効し、早期適用が認められます。経過措置は以下のとおりです。

修正	経過措置
IAS第16号「有形固定資産」	遡及的に適用されますが、企業が本修正を最初に適用する財務諸表に表示する最も古い期間の期首以後に、経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所および状態に置かれた有形固定資産項目にのみ適用されます。企業は、本修正の適用開始の累積的影響を、表示する最も古い期間の期首に、利益剰余金(または、適切な場合は、資本のその他の内訳項目)の期首残高に対する修正として認識しなければなりません。

修正	経過措置
IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	企業は、本修正を適用開始する年次報告期間の期首時点において義務のすべてをまだ履行していない契約に対して本修正を適用する必要があります。企業は、比較情報を修正再表示すべきではありません。企業は、本修正を適用したことによる累積的影響を、適用開始時の利益剰余金またはその他の資本の構成要素の期首残高に対する調整として認識しなければなりません。
IFRS第3号「企業結合」	取得日が2022年1月1日以後に開始する最初の年次報告期間の期首以後である企業結合に適用されます。
IFRS第1号「IFRSの初度適用」	特に、経過措置はありません。
IFRS第9号「金融商品」	企業が本修正を最初に適用する年次報告期間の期首以後に条件変更または交換が行われる金融負債に適用されます。
IFRS第16号「リース」	特に、経過措置はありません。
IAS第41号「農業」	2022年1月1日以後に開始する最初の年次報告期間の期首以後の公正価値測定に適用されます。

IAS第1号「財務諸表の表示」、IFRS実務記述書第2号およびIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正

適用日	EUの承認状況
<ul style="list-style-type: none">2023年1月1日以後に開始する事業年度早期適用可能	<ul style="list-style-type: none">本資料公表時点は未承認

論点

IASBIは、「重要な (significant)」会計方針ではなく、「重要性がある (material)」会計方針情報を開示することを企業に求めるために、IAS第1号「財務諸表の表示」を修正しました。本修正の第117項では、重要がある会計方針情報を以下のように定義しています。

「会計方針情報は、企業の財務諸表に含まれている他の情報と合わせて考えた場合に、一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るならば、重要性がある。」

また、本修正は、もし会計方針情報が提供されなければ、財務諸表利用者が財務諸表における他の重要性がある情報を理解することができないであろう場合には、当該会計方針情報は重要性があると予想されることを明確化しています。本修正の第117B項では、企業の財務諸表に対して重要性があると考える可能性が高い会計方針情報の例示を提供しています。

さらに、IAS第1号の修正は、重要性がない会計方針情報を開示する必要がないことを明確化しています。ただし、そのような情報を開示する場合は、重要性がある会計方針情報を覆い隠すことがあってはなりません。

本修正を支援するために、IASBIはIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を修正し、重要性の概念を会計方針の開示に適用する方法についてのガイダンスも提供しています。

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正は、企業が会計方針の変更を会計上の見積りの変更とどのように区別すべきかを明確化しています。会計上の見積りの変更は、将来の取引およびその他の事象を対象に将来に向かって適用されますが、会計方針の変更は、通常は、当期ならびに過去の取引およびその他の事象を対象として遡及され、この区別は重要です。

影響

本修正は、企業が以下を行うのに役立つものです。

- より企業に固有な開示を行う、または一般に理解されているIFRSの適用に関する包括的な開示を削減することによる、会計方針の開示の改善
- 会計上の見積りの変更と会計方針の変更の区別

本修正は、財務諸表の作成に重要な影響は与えないと見込まれます。

適用日

本修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度に適用されます。早期適用が認められています(ただし、現地の承認プロセスの影響を受ける可能性があります)。また、本修正は将来に向かって適用されます。

新基準

保険契約—IFRS第17号(2020年6月公表のIFRS第17号の修正の適用後)

適用日	承認状況
<ul style="list-style-type: none">2023年1月1日以後に開始する事業年度早期適用可能	<ul style="list-style-type: none">本資料公表時点では未承認

論点

IASBは、2017年5月18日、保険契約に対する首尾一貫した会計上の要求事項を導入する、IFRS第17号「保険契約」を公表しました。IFRS第17号は、現在多様な実務を許容しているIFRS第4号を置き換えるものです。IFRS第17号は、保険契約および裁量権のある有配当性を有する投資契約を発行するすべての企業の会計処理を、根本的に変えることになります。2020年6月、IASBは、IFRS第17号の8つの領域に関して、狭い範囲の修正および多くの明確化を公表しました。本修正は、IFRS第17号の適用を容易にし、基準の一部の要求事項を簡素化し、また移行を容易にすることを目的としたものであり、基準の基本原則の変更やすでに進行している適用を不当に混乱させることを意図したものではありません。

影響

範囲

2020年6月に修正されたIFRS第17号は、発行済みの保険契約、発行および保有されている再保険契約、ならびに企業が保険契約も発行している場合の裁量権のある有配当性を有する投資契約に適用されます。企業は、一部の固定料金のサービス契約について、IFRS第17号かIFRS第15号のいずれかに従って契約を会計処理する会計方針の選択ができます。IFRS第4号と同様、金融保証契約については、企業が過去において保険契約とみなすことを明確に宣言している場合、IFRS第17号を適用して会計処理を行うことが認められます。2020年6月の修正では、一部のクレジットカード(または類似の)契約、および一部の貸付契約について、適用範囲の除外が追加されました。企業が保険契約者である保険契約(再保険を除く)は、IFRS第17号の範囲に含まれません。組込デリバティブならびに区別できる投資構成要素およびサービス構成要素は「分離」され、関連する会計基準に従って区分して会計処理されなければなりません。その他の要素を任意に分離することは、禁止されています。

測定モデル

IFRS第17号は、現在価値測定モデルを適用して各報告期間に見積りを再測定することを要求しています。この測定は、確率加重された割引後キャッシュ・フロー、リスク調整および契約の未稼得利益を表す契約上のサービス・マージン(「CSM」)から構成されるビルディング・ブロックに基づいて行われます。簡素化された保険料配分アプローチは、一般的なモデルと著しく乖離しない測定値を提供する場合またはカバー期間が1年以下である場合に、残存カバーに係る負債に対してその適用が認められます。しかし、発生保険金については、リスク調整後の確率加重された割引後キャッシュ・フローから構成されるビルディング・ブロックに基づいて測定する必要があります。

表示および測定について、企業は、当初認識時にポートフォリオ(すなわち、類似のリスクに晒され、単一のプールとして一緒に管理される契約)を、不利な契約、不利な契約となる重要なリスクのない契約、残りの契約の3つのグループに分解することが要求されます。発行時期の差が1年を超える契約は、同じグループに分類することはできません。

将来のサービスに関連するキャッシュ・フローの変動は、CSMに対して認識しなければなりません。CSMはマイナスになることはなく、そのためCSMの残高を上回る将来キャッシュ・アウトフローの変動については純損益で認識します。金利は、契約の当初認識時に固定したレートでCSMを増加させます。提供したサービスを反映させるため、CSMは、当期に提供された保険契約サービスに基づいて各期の純損益に振り替えられます。



IFRS第17号の下で、企業は、割引率の変化および財務リスクに関連するその他の仮定の変化の影響を、純損益またはその他の包括利益(OCI)に認識するという会計方針の選択を有しています。保険負債についてのOCIオプションは、IFRS第9号に基づき金融資産を償却原価またはOCIを通じて公正価値で測定する保険者にとって、純損益の一部のボラティリティ(変動性)を低下させます。

変動手数料アプローチは、保険契約者に対する支払いと基礎となる項目に係る収益の関係が特定されている「有配当(participating)」契約、「配当付き(with profits)」契約および「ユニットリンク」契約などの一部契約について要求されます。そのような契約のCSMの金利は、変動手数料の変動についてCSMを調整することにより、暗黙的に計上されます。変動手数料は、基礎となる項目の公正価値に対する企業の持分であり、保険契約者への支払額(これは基礎となる項目の収益によって変化しない)を控除した金額として表わされます。また、CSMは、貨幣の時間価値および(オプションや保証など基礎となる項目から生じない)財務リスクの変動の影響についても調整されます。

収益の表示に関するIFRS第17号の要求事項は、他の業種における表示と整合しています。収益は、保険者がその期間に提供するカバーおよび他のサービスの価値の見積りに応じて比例的に各期間に配分され、保険金は、発生時に表示されます。投資構成要素(すなわち、保険事故が発生しない場合でも保険契約者に返済される金額)は、収益および保険金から除外されます。

保険者は、保険契約から生じる金額、判断およびリスクに関する情報を開示することが求められます。この開示要求は、現在のIFRS第4号の下での要求よりも詳細なものとなっています。

IFRS第17号への移行において、企業は、実務上不可能でない限り、保険契約のグループにIFRS第17号を遡及的に適用します。遡及適用が実務上不可能な場合、企業は、修正遡及アプローチか公正価値アプローチかのいずれかを選択して適用することが認められています。修正遡及アプローチを適用する場合、企業は、合理的で裏付け可能な情報を使用し、認められている簡素化のリストから方法を選択して、遡及適用に最も近似する結果を達成します。これに代えて、移行時のCSMを移行時の公正価値に基づく方法によることもできます。実務上、異なる移行アプローチの使用は、移行時に有効な契約に関して将来期間に認識する利益について、大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。

考察

IFRS第17号は、金融、保険数理、およびシステム開発の分野(例えば、商品の設計・販売、インセンティブの変更およびより広範な報酬方針の開発、ならびに、事業計画に織り込まれる予算策定および予測方法の再設計)に留まらず、広範囲にわたり事業上の影響を与えます。移行時および将来の両方において、税金の納付および配当にも影響を与える可能性があります。適用ロードマップを開発するためのギャップ分析や影響の評価を行うことにより、企業は、詳細な導入プロジェクトを開始することができます。データの収集、保存、分析方法の抜本的な変更が要求され、将来に向けての分析から遡及的な分析へと重点が移行し、より粒度の細かい水準の測定や追加的な開示が行われることとなります。発効日に先立ち、保険者は、投資家やアナリストを対象にした「IFRS第17号についての説明」および保険契約の新時代に適用する主要な指標について、慎重に検討することとなります。

IFRSの初度適用企業については、IFRS第1号がIFRS第17号の付録Cに規定されている移行ガイダンスを反映しています。

適用日

2020年6月に修正されたIFRS第17号は、2023年1月1日以後に開始する年次報告期間に適用され、IFRS第9号「金融商品」を適用する企業には、早期適用が認められます。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In depth

pwc

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。